

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（案）の概要

県土整備部都市整備局住宅課

1 改正理由

県営住宅では空き家戸数が増加しているほか、全入居世帯数に占める高齢者のみの世帯の割合が上昇しています。

そこで、県有財産の有効活用や県営住宅のコミュニティの活性化を図るとともに、より多くの低廉な住宅への入居を希望される方へ県営住宅を提供することにより、住宅セーフティネット機能を強化することを目的として、千葉県県営住宅設置管理条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正内容

（1）入居者に係る要件の見直し

県営住宅では公営住宅法制定時に法令上設定された、入居時に同居する親族を必要とする要件（以下「同居親族要件」という。）を条例で維持してきましたが、当県で単身世帯数が増加していることを踏まえ、同居親族要件を削除します。これにより、これまで入居できなかった60歳未満の単身の方の入居を可能とします。

一方で、同居者がいる場合、公営住宅において継続して生活基盤をともにする方である必要があると考え、同居者については条件を付すこととします。同居者の要件については、親族に加え、親族と同等の生活基盤を形成しようとする者として、里親に委託された子どもと、市町村の制度を活用してパートナーシップを宣誓した方の入居を可能とします。

（2）その他所要の改正を行う。

3 施行日

令和6年10月1日を予定しています。